

人材紹介基本契約書

株式会社●●●（以下「甲」という）と株式会社リヴァンプ（以下「乙」という）とは、甲が実施する人材の採用に関し、下記のとおり、甲が乙の人材紹介サービスを利用する契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（本サービスの内容）

1. 乙は、甲より明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、甲に応募する意思がある人材を甲に対し紹介する（以下甲に紹介した人材を「候補者」という）。甲は、候補者から任意の者を選び、甲の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断する。
2. 甲は、乙に紹介を依頼する求人案件に関して、特別な条件（必要な資格等も含む）がある場合、事前にその旨を乙に通知する。
3. 乙は、職業紹介事業者として通常課される責任において、人材紹介サービス（以下「本サービス」という）を誠実に遂行する。
4. 甲は、本契約において、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認する。
5. 甲は、候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの）またはこれと同等の事項を記載した文書を交付し、乙にはその副本もしくは写しを交付する。

第2条（報酬）

1. 甲が、乙から紹介された候補者の採用を決定し、入社意思を表明した当該候補者（以下当該候補者を「採用決定者」という）が甲に入社した場合、当該入社日をもって、乙は甲に報酬を請求できるものとする。
2. 報酬は成果報酬形式とし、一律70万円（1名あたり）とする。ただし、別途消費税を加算するものとする。
3. 甲は、採用決定者が甲に入社した場合、遅滞なく乙の指定する方法に従って、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社日）および、報酬に関する事項（料金・請求日・支払期日）の確認を行うものとする。
4. 採用決定者が甲への入社意思を表明したにもかかわらず甲に入社しない場合（以下「内定辞退」という）、乙は甲に報酬を請求しない。なお、採用決定者が内定辞退をしたことについて、乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとする。
5. 当該報酬の支払方法について、乙は、採用決定者の入社日以降速やかに請求書を発行し、甲は、採用決定者の入社日を起算日とし、毎月末締翌月末までに、乙が指定する銀行口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第3条（報酬の返還）

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）となった場合（以下「退社等」という）、乙は甲の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還する。ただし、退社等が甲の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

1ヶ月未満：50万円

3ヶ月未満：30万円

第4条（機密情報・個人情報の取扱い）

1. 甲および乙は、本契約に関して知りえた相手方の機密情報および相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。
2. 甲および乙は、候補者の同意を得て相手方より開示された候補者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならない。なお、甲または乙が候補者との間で個人情報に関するトラブルが生じた場合、他方当事者の責に帰すべき事由がない限り、他方当事者は責任を負わないものとする。

第5条（免責）

1. 乙は、甲に対し、本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに候補者に関する保証は行わないものとする。
2. 甲および乙は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者その他の第三者との間のトラブルについては責任を負わないものとする。

第6条（留意事項）

1. 候補者につき、乙の紹介日から12箇月を経過しない間に、乙の紹介以外の方法によって甲への応募または紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。なお、甲は、乙の紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、乙の紹介後直ちに乙にその旨を通知し、乙に求められた場合、その事実を証明する書面（電子メール含む）を提出するものとする。
2. 甲は、乙の紹介後、特段の事由がない場合、乙への事前通知なく、候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期間を問わず、乙より候補者の紹介を受けた日から12箇月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で当該候補者を採用し

た場合、第2条の報酬が適用される。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。

3. 甲が、派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。

第7条（解除）

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合や、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、本契約有効期間中においても、相当な期間を定めて相手方にその旨書面にて事前通知することにより、本契約を解除することができる。

第8条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲、乙双方から何ら異議申立てのない場合、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とする。
2. 甲および乙の間で本サービスと同内容の契約を締結する場合、新たな契約の有効期間開始日をもって、本契約は失効するものとする。ただし、本契約の有効期間中に乙が甲に候補者を推薦した場合、当該候補者に関しては本契約が適用されるものとする。
3. 本契約に定める報酬の支払いに関する事項、第4条、第6条、第9条、第10条および本条は、本契約有効期間終了後も有効とする。

第9条（法令遵守）

甲および乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本契約に適用される一切の日本国法令ならびに関係官庁の指導等を遵守する。

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第10条（暴力団等反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、本契約締結時において相互に、自己またはその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有するものが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相手方が前項に該当する場合、本契約を解除することができるものとする。

3. 甲および乙は、相手方が第1項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第11条 （協議事項）

本契約に定めなき事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、甲乙誠意をもって協議解決を図るものとする。なお、解決にあたり費用が発生した場合、甲乙いずれか一方の責に帰さない限り、原則として甲乙平等に負担する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各1通を保有する。

20●●年 月 日

甲)

住所

会社名

代表者

乙)

住所 東京都港区北青山 2-12-16

会社名 株式会社リヴァンプ

代表者 代表取締役 湯浅 智之

（厚生労働大臣許可）13-ユ-303374